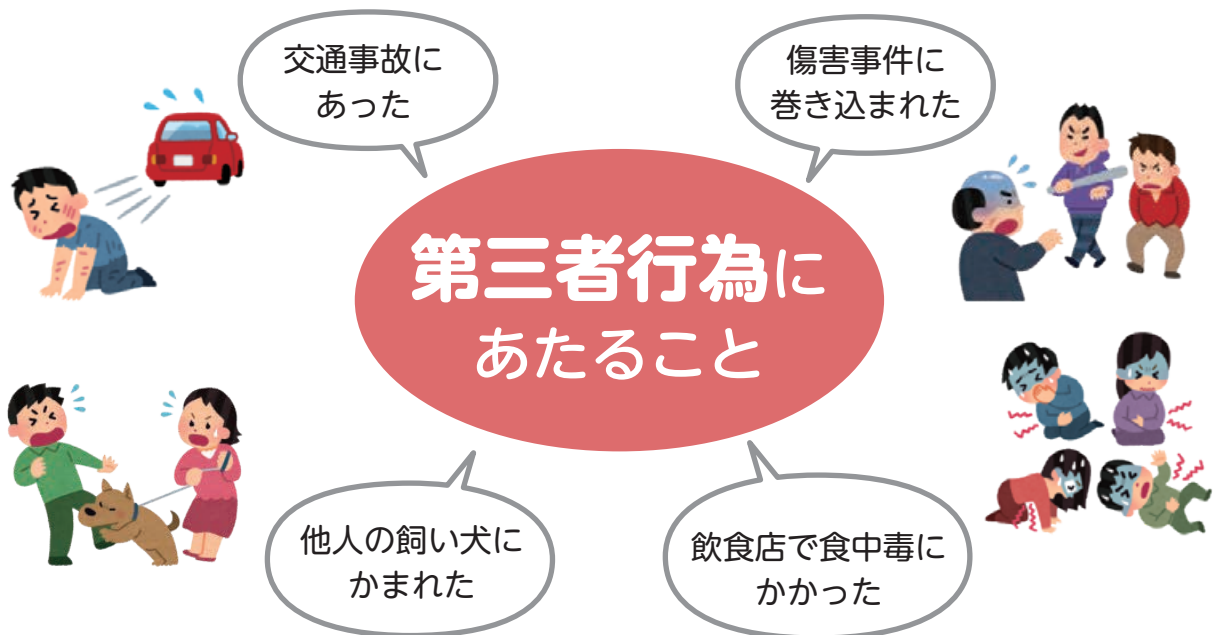


## 第三者行為の届け出を！

問 保健福祉課 国民健康保険係  
☎099-476-1111 (134・135)



### 【必要な書類】

- 第三者行為による傷病届 ● 事故発生状況報告書 ● 第三者の同意書
- 事故証明書（交通事故の場合） ● 保険証 ● 印かん

事故証明書は**警察署で受領してください。**

その他書類は役場保健福祉課国民健康保険係窓口または、町ホームページに準備しています。右のQRコードからスマートフォン等で直接アクセスできます。



### 【なぜ申請が必要なのか】

第三者行為による診療は加害者が医療費を負担します。しかし、届け出がされないと、国保で医療費を負担することになります。届け出が遅れた場合も、国保から加害者への請求が遅れ、国保で負担した医療費が回収できない可能性があります。

結果、国保の医療費負担分が増え、**国保加入者の保険税の負担増加にも繋がります。**

### 【ご注意！】

上記に該当しても、**加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保で診療を受けられなくなる場合があります。**

**示談前に必ず国保係へご相談ください。**